《 商業統計調査のしくみ 》

1 調査の目的

商業統計調査は,国の指定統計(指定統計第23号)として,卸売・小売商店を調査し,商店の分布状況,販売活動を把握し,さらに業種別,地域別などに区分し,商業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号)及びこれに基づく商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)の定めに基づいて実施される。

3 調査期日

平成11年7月1日現在で,総務庁が実施する事業所・企業統計調査と同時実施した。

なお,本調査は,昭和27年以来2年ごとに実施してきており,昭和51年調査以降は,3年ごとに改められ,平成9年調査からは5年ごとに実施し,その中間年(本調査から2年後)に簡易調査を実施することとしている。今回は,その第1回目の簡易調査である。

年次別の調査期日は,下記のとおり

調査年次	調査の種類	調査期日	調査年次	調査の種類	調査期日
昭和27年(1952)	甲・乙	9月1日	昭和51年(1976)	甲・乙・丙	5月1日
2 9年(1954)	"	9月1日	5 4年(1979)	甲・乙・丙・丙の2	6月1日
3 1年(1956)	"	7月1日	5 7年(1982)	"	6月1日
3 3年(1958)	"	7月1日	6 0年(1985)	甲・乙	5月1日
3 5年(1960)	甲・乙・丙	6月1日	6 1年(1986)	丙	10月1日
3 7年(1962)	"	7月1日	6 3年(1988)	甲・乙	6月1日
3 9年(1964)	"	7月1日	平成 元年(1989)	丙	10月1日
4 1年(1966)	"	7月1日	3 年(1991)	甲・乙	7月1日
4 3年(1968)	"	7月1日	4年(1992)	丙	10月1日
4 5年(1970)	"	6月1日	6年(1994)	甲・乙	7月1日
47年(1972)	"	5月1日	9年(1997)	"	6月1日
4 9年(1974)	"	5月1日	1 1年(1999)	″(簡易調査)	7月1日

甲調査 = 法人組織の卸売・小売業(昭和27年~33年は飲食店を含みます。)

乙調査 = 個人経営の卸売・小売業(")

丙調査 = 一般飲食店(昭和35年~51年はその他の飲食店を含みます。)

丙の2 = その他の飲食店

4 調査の範囲

日本標準産業分類による大分類 - 卸売・小売業,飲食店に属する事業所のうち飲食店を除く事業所(以下「商店」という。)を調査の範囲としている。

調査は、民営(国,地方公共団体以外)の商店を対象とした。

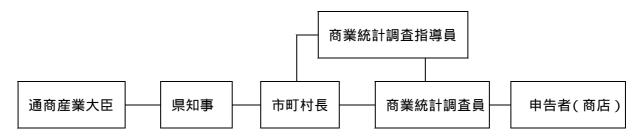
また,次に掲げる商店は,民営であっても調査の対象としない。

・駅の改札口内,劇場内,運動競技場内,有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設の中にある商店。ただし,公園,遊園地,テーマパーク内にある別経営の商店については調査の対象とした。

5 調査の方法

県知事が委嘱した調査員が調査票をそれぞれ卸売・小売業を営む商店に配布して,申告者(商店)が自ら記入する方式(自計方式)で実施した。

6 調査の経路



《利用上の注意》

1 主な用語の説明

(1)商店

主として商品を購入して販売する事業所をいう。

一定の場所で商品の卸売,商品売買の代理,仲立又は小売の業務を行う事業所をいう。

(2)卸売業

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所をいう。

産業用使用者(工場,鉱山,建設,官公庁,学校,病院,ホテル等)に業務用として商品を 販売する事業所をいう。

製造業者が別の場所で営業している自社製品の販売事業所をいう。

(例えば,家電メーカーの支店,営業所が自社製品を問屋等に販売している場合は卸売事業所となる。)

他人又は他の事業所のために商品売買の代理行為を行い,又は中立人として商品売買をあっせんする事業所をいう。

なお,卸売商には主に次のように呼ばれる事業所を含む。

(卸売商,問屋,商社,商事会社,製造業の販売事業所,貿易商,買継商,仲買人, 農産物集荷業)

(3)小売業

主として,個人(個人経営の農林漁家への販売を含む。)又は家庭用消費者のために商品を購入し,販売する事業所をいう。

商品を小売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所をいう。

(修理料収入額の方が多くても,同種商品を販売している場合は小売業になる。)

製造した商品をその場で個人又は家庭用消費者に販売する事業所をいう。

(洋服店,菓子店,パン屋,豆腐屋など製造して小売りしている場合は,小売業になる。) ガソリンスタンド。

主として,無店舗販売を行う事業所(訪問販売,又は通信・カタログ販売の事業所)で,個人 又は家庭用消費者に販売する事業所をいう。

訪問販売とは,セールスマンが消費者の家庭等を訪問し,商品の現物もしくは商品のカタログ等を示して説明し,商品を販売するもので,販売者が営業所,代理店,その他一定期間にわたり商品を陳列し,それを販売する場所(常設の展示会場等)以外の場所で契約を締結して行う商品の販売方法をいう。

「通信・カタログ販売」とは、テレビ、ラジオ、インターネット、カタログ等を用いて消費者 に P R を行い、販売業者が消費者から郵便などの通信手段(電話、ファクシミリ、郵便振替、銀行振込等)による販売申込みを受け行う商品の販売方法をいう。

(4)従業者

平成11年7月1日現在で,その商店の業務に従事している従業者をいう。商業統計調査でいう 従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「会社及び団体の有給役員」、「常用雇用者」の 計をいい、「他の会社など別経営の事業所へ派遣している人又は下請けとして別経営の事業所へ 行っている人を含んでいる。

なお,従業者に「臨時雇用者」,「派遣・下請従業者」を併せたものを就業者としている。

「有給役員」とは,法人,団体の役員で給与を受けている人をいう。重役や理事などでであっても事務職員や労務職員を兼ねて一定の職務に就き,一般職員と同じ給与規則により給与を受けている人は「常用雇用者」に含める。

「常用雇用者」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ア 期間を定めずに雇用されている人。
- イ 1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている人。
- ウ 上記以外の雇用者のうち,平成 11 年の 5 月と 6 月に,それぞれの月に 18 日以上雇用され,調査日現在も雇用(臨時及び日雇の者を含む)されている人。

「臨時雇用者」とは,常用雇用者以外の雇用者で1ヶ月以内の機関を定めて雇用されている 人や日々雇用されている人をいう。

「派遣・下請従業者」とは,他の会社など別経営の事業所から派遣されている人又は下請け として他の会社など別経営の事業所から来て働いている人をいう。

(5)年間商品販売額

平成10年4月1日から平成11年3月31日までの1年間の商品販売額をいい,消費税を含む。なお,「代理商・仲立業」については年間商品販売額の調査をしていない。

(6)その他の収入額

平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日までの 1 年間の修理料,仲立手数料,製造業出荷額,サービス業収入額などの商品販売額以外の他の事業による収入額を合計したもので,消費税を含む。

「製造業出荷額」とは、製造した商品を出荷した場合、その出荷額をいう。

「サービス業収入額」とは,クリーニング,DPE取次手数料などのサービスの提供により得た収入額をいう。

(7)売場面積(小売業のみ)

平成11年7月1日現在で,商店が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいう。ただし,牛乳小売業,自動車(新車,中古車)小売業,建具小売業及び畳小売業,ガソリンスタンド,新聞小売業,また,店頭での販売がない訪問販売,通信・カタログ販売など売場面積のない事業所は調査していない。

(8)営業時間(小売業のみ)

原則,調査期日時点での営業時間(通常の営業時間)をいい,1 時間未満の営業時間は切り捨てとする。なお,牛乳小売業,新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。

(9)大規模小売店舗

第1種大規模小売店舗

「大規模小売店舗法」に基づく店舗で,店舗面積が3000 m²以上(都の特別区及び政令指定都市では6000 m²以上)のものをいう。

第2種大規模小売店舗

「大規模小売店舗法」に基づく店舗で,店舗面積が500 m²を超え3000 m²未満(都の特別区及び 政令指定都市では6000 m²未満)のものをいう。

(10)産業分類の格付け方法

一般的な産業分類の格付け

数種類の商品を販売している商店の産業分類は,原則として次の方法により決定される。

卸売業か小売業の決定は,まず,年間商品販売額のうち,卸売,小売,飲食部門の店のそれ ぞれの販売額を比較して,いずれが多いかによって卸売業か小売業又は飲食店かを決める。

次に卸売業か小売業になった場合は、上位5品目の販売額のうち、商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類業種を決める。

その中分類に属する商品のうち,商品分類番号の上位3桁で最も多いものによって小分類業種を決める。

例外的な産業分類の格付け

ア 「48A各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)」

平成9調査において商社コードを有している事業所についてのみ,「48A各種商品卸売業」(従業者が常時100人以上のもの)」とみなす。

ただし,従業者が100人未満となった場合は,「48Bその他の各種商品卸売業」とみなす。(注:従業者は「臨時雇用者」を除いたもの。以下同じ。)

- イ 「 4 8 B その他の各種商品卸売業」
- (ア) 卸売業の小分類番号491から539までの3品目以上の小分類に該当する生産財(491,512,513,514),資本財(511,521,522,523,529), 消費財(492,501,502,531,532,539)の3財の商品を卸売し, 各小分類の販売額が卸売販売額の50%に満たない事業所で,従業者が100人未満の事業所を「48Bその他の各種商品卸売業」に格付けする。
- (イ) 平成9年調査において「4819その他の各種商品卸売業」に格付けられた事業所は 「48Bその他の各種商品卸売業」とみなす。ただし,従業者数が100人以上となった 場合は,一般格付けとする。
- (ウ) 平成9年調査において「4811各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)」 だった事業所が従業者100人未満となった場合は,「48Bその他の各種商品卸売業」 とみなす。
- ウ 「541百貨店」

衣(中分類55), 食(同56), 住(同57,58,59)にわたる商品を小売し, そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所であって, かつ, 従業者が50人以上の事業所を「541百貨店」に格付けする。

- エ 「549その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」
 - (ア) 衣(中分類55),食(同56),住(同57,58,59)にわたる商品を小売し, そのいずれの商品も小売販売額の50%に満たない事業所であって,かつ,従業者が5 0人未満の事業所を「549その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」 に格付けする。
 - (イ) 平成9年調査において「5499その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」に格付けられた事業所は、「549その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」とみなす。ただし、従業者数が50人以上となった場合は、一般格付けとする。
- オ「561各種食料品小売業」

産業分類の頭2桁で,56が最も大きく上位5品目が562から568及び569(56A,56B,56Cの計)のうち,3品目以上の商品を小売し,そのいずれの商品も飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所は「561各種食料品小売業」に格付けする。

販売額が同額の場合の格付け

- ア 卸売販売額と小売販売額が同額の場合は卸売業に格付けする。
- イ 卸売販売額と小売販売額とも商品分類番号の上位2桁が同類の場合は,若い分類番号 に格付けし,上位3桁が同額の場合は,順番の上位の分類番号に格付けする。
- 「533代理商,仲立業」の格付け
- 「533代理商,仲立業」には,商品販売額のない仲立行為専業のものだけを格付けする。 卸売及び小売の販売額の記入がある場合は,たとえ仲立手数料が多いときでも「533代理商,仲立業」としないで,その販売商品の種類によってそれぞれの産業分類に格付けする。

(11) 広域圏別の範囲

広 域 圏 別	市 町 村 名
仙 南 (2市7町)	白石市,角田市,蔵王町,七ケ宿町,大河原町,村田町,柴田町,川崎町, 丸森町
仙台都市(5市8町1村)	仙台市(青葉区,宮城野区,若林区,太白区,泉区), 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ケ浜町, 利府町, 大和町 大郷町,富谷町, 大衡村
大 崎 (1市13町)	古川市,中新田町,小野田町,宮崎町,色麻町,松山町,三本木町, 鹿島台町,岩出山町,鳴子町,涌谷町,田尻町,小牛田町,南郷町
栗 原(9町1村)	築館町,若柳町,栗駒町,高清水町,一迫町,瀬峰町,鶯沢町,金成町, 志波姫町,花山村
登 米 (8町)	迫町,登米町,東和町,中田町,豊里町,米山町,石越町,南方町
石 巻 (1市9町)	石巻市,河北町,矢本町,雄勝町,河南町,桃生町,鳴瀬町,北上町, 女川町,牡鹿町
気仙沼・本吉 (1市5町)	気仙沼市,志津川町,津山町,本吉町,唐桑町,歌津町

2 記号及び注記

- (1)統計表中の「-」は該当数値なし,「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満,「」はマイナスの数値を表している。「」は1又は2の事業所に関する数値で,これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが,3以上の事業所に関する数値であっても,前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2)「年間商品販売額」、「その他の収入額」の数値については、積み上げた数値とその合計値は四 捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (3)本文中及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (4)「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ商店についてのみ算出している。 売場面積1㎡当たりの年間商品販売額は、次式によっています。

売場面槓を持つ商店の年間商品販売額

売場面積 1 ㎡当たりの年間商品販売額 = -

(5)この調査は,調査間隔が異なるので,増減率(前回比)を年平均で比較できるように年平均増減率も算出している。年平均率の算出については,次の方法によっています。

$$\sqrt{\frac{今回調査値}{前回調査値}}$$
 - 1 $\sqrt{\frac{90 = 36}{10}}$ × 100 の値 昭和49年 = $\frac{24}{12}$ 51年 = $\frac{24}{12}$ 54年 = $\frac{37}{12}$ 57年 = $\frac{36}{12}$ 60年 = $\frac{35}{12}$ 63年 = $\frac{37}{12}$ 平成 3年 = $\frac{37}{12}$ 6年 = $\frac{36}{12}$ 9年 = $\frac{35}{12}$ 11年 = $\frac{25}{12}$

(6)業種別比較については、卸売業は中分類の6業種、小売業は中分類の6業種で行っています。 ただし、年間商品販売額に関する集計については、卸売業は産業小分類533代理商、仲立業を除 くため、16業種となっています。

3 その他の注意事項

(1)前回比(増減率)

本文中及び統計表中の「増減率」については、平成11年調査において事業所の捕そくを行ったことから、平成9年以前の数値と整合性を保ち、時系列を考慮したもので算出している。

- ・平成9年数値・・・9年調査の個表データから地方公共団体に属する事業所のデータを,除いた上で事業所の産業格付けを11年調査の3桁商品分類に準じて上位5品目による産業の格付けを行い,再集計したもの
- ・平成 11 年数値・・1 1 年調査の個表データから、「事業所・企業統計調査」との同時実施により、既設の対象事業所の捕そくを行った分を除いて集計したもの。
- (2)事業所企業統計調査との同時実施に伴い,下記について9年調査と取扱いが異なっています。 < 調査対象の変更点について>

	平 成 11 年	平 成 9 年	
地方公共団体に属する商店	調査対象外	調査対象	
劇場・運動競技場・駅の改札口等 有料施設内にある別経営の商店	調査対象外	調査対象	
休業中・季節営業の商店	調査日に専従の従業者が いる場合は調査対象	調査日前3ヶ月以上休業 の場合は,調査対象外	
露店・行商等営業所の場所が一定 しない又は固定施設のない商店	調査対象	調査対象外	
訪問販売の会社の営業所,代理店	卸売業として把握	小売業として把握	

- (3)この報告書の数値は、本県独自の集計によりとりまとめたもので、通商産業省が公表する数値と相違することがある。
- (4)この報告書についての照会先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県企画部統計課商工経済班 TEL 022-211-2458